社会保険料

(国民年金保険

控除証明書」

を、

11 月上 納付を証明する書類として

ださい。 納期限日の

**Information** 

市役所への

■西条市庁舎

■東予総合支所

■丹原総合支所

■小松総合支所

受給する年金にかかる所得税

源泉徴収税額が決まります。

提出を忘れると各種控除が

お問い合わせ先

TEL0897 - 56 - 5151

TEL0898 — 64 — 2700

TEL0898 - 68 - 7300

TEL0898 — 72 — 2111

提出してください。

この申告により、

翌年中

ますの

で、

期限までに必ず

ら扶養親族等申告書が送付さ

上旬までに日本年金機構

○11月上旬送付対象者 ■控除証明書の送付対象者

今年1月1日~9月

70 30 日ま

玉

民年金保険料を納

証明書を送付します 民年金の社会保険料控除

所得税や住民税の申告にお その年の1月 日 「から

険料控除の対象となります。 年金保険料は、 12月31日までに納付した国民 社会保険料控除を受けるに 全額が社会保

TEL 問合せ 0 8 9 7 新居浜年金事務所 -35 - 1362

告書を提出してください年金受給者は扶養親族等申

日 (水)

国民健康保

険

税

督促状の発送

期分の納期限

※督促状1通につき100

の督促料をいただきます。

※口座振替をご利用の方は、

残高にご注

料を納付した場合も、

納付し

た本人の社会保険料控除に加

えることができます。

本年金機構では、

保険料

書類の添付が義務付けられて

保険料の納付を証明する

保険料を納めた方

でに、その年初めて国民年金

○翌年1月下旬送付対象者

今年10月1日~12月31日ま

めた方。 での間に

います。家族の国民年金保険

なる受給者の方には、 とされています。 る年金は、 老齢や退職を支給事由とす 所得税の課税対象 課税対象と 毎年

ず この証明書をご利用ください 末調整・確定申告等の際には れかに送付いたします。 1 月下 旬 年 V

ますのでご注意ください。

年金以外に収入がある方は

■送付対象者 確定申告が必要です。

65歳以上で年金額が15 万円以上の方 65歳未満で年金額が 1 0

8

問合せ 0 8 9 7 | 万円以上 新居浜年金事務 3 5 | 1 3 6 所

TEL

月の市税ごよみ

## 一人でも雇ったら、入ろう。 労働保険。 11月は 労働保険適用促進強化期間

日 (金)

市県民税第3期

国

民健康保険税第4期

分の

社員、従業員、アルバイトなどを1人でも雇ってい る事業主は、必ず労働保険(労災・雇用)に加入しま しょう。

労働保険についての相談・問合せ

- ○愛媛労働局労働保険徴収室 TEL089-935-5202
- ○新居浜労働基準監督署 TEL0897-37-0151
- ○ハローワーク西条 TEL0897-56-3015

# 最低賃金が改正されました

平成23年10月20日から愛媛県最低賃金

1時間647円

に改正されました。

問合せ ○愛媛労働局賃金室 TEL089-935-5205

○新居浜労働基準監督署 TEL0897-37-0151

## 西条市内道路網整備計画 説明会開催・意見を公募します

受けられず、所得税の源泉徴

税額が多くなる場合があ

市では、将来の交通需要に対応した都市構造実現のた め、新たな整備路線の追加や既存の都市計画道路の見直 しを行い、新たに西条市内道路網整備計画を策定します。 下記の日程で整備計画案の説明会を開催するとともに、 意見公募を行います。

■説明会の日時・場所

11月21日(月) 19時~ 総合福祉センター 11月22日(火) 19時~ 東予総合福祉センター

- ■意見公募期間 11月1日(火)~30日(水)
- ■縦覧場所 ○市庁舎別館2階都市計画整備課
  - ○各総合支所建設管理課
- ■整備計画案の内容 1路線と2区間の廃止、新規4 路線の追加、1路線の変更

市庁舎別館都市計画整備課 都市計画係 TEL0897-52-1238